

利水者(流水を水道又は工業用水道の用に供する者)の撤退問題

2009.7.12 在間 正史

1 多目的ダムにおける利水者の事業からの撤退とは

[水機構事業(水機構法)では]

当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなる(水機構法13条3項)

[特定多目的ダム事業(特定多目的ダム法)では]

ダム使用権(多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利)の設定の申請が取り下げられ、又はダム使用権設定申請が法16条2項1号若しくは2号に該当するとして却下されること(特ダム法施行令1条の2第2項)

注・「特定多目的ダム」とは流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用(「特定用途」という)に供されるダムをいう。

要するに、当該水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者がその用に供しようとしなくなる

2 利水者はどのようにして事業から撤退するのか

撤退すなわち流水を水道又は工業用水道の用に供しようしない意思を表示することによって撤退の法律効果が生じる。

典型的なのが、特定多目的ダムのダム使用権設定申請の取り下げ。水機構事業では、これに相当するのが事業から撤退する意思表示であり、撤退文書を水機構に提出することになる。

3 水機構事業の水機構法では何が定められているのか

水機構法では、特定多目的ダムのような参入・撤退手続(ダム使用申請とその取下げ)は定められていない。

定められているのは、撤退については、第1は、撤退後の事業縮小あるいは廃止のときの費用負担額計算のルールである(水機構法25条、同法施行令30条)。つまり、撤退する手続法は定められておらず、撤退があったときの費用負担に関する実体法が定められている。

第2は、撤退があったときは、縮小して事業を継続する場合は事業内容を縮小し併せて費用負担額を変更する事業実施計画の変更、事業を廃止する場合は事業実施計画の廃止をしなければならないから、その手続きを定めている(水機構法13条)。

4 事業実施計画の変更、事業の廃止に関する規定(水機構法施行令13条等)

水機構法13条3項*を根拠に、利水者の撤退は事業実施計画の変更によってなされなければならないという説があるようである。

同項は、関係分だけを摘示すると「事業実施計画を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該事業実施計画の変更の際、事業からの撤退をする者の意見を聴くとともに、

25条1項の規定による費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならない」と規定している。

上記説は、「当該事業実施計画の変更に際し、事業からの撤退をする者」(下線部)のように、規定されていることを理由とするようである。

しかし、「撤退すること」と「撤退後の事業実施計画の変更」とは別のものであって、上記説は、それを理解せず誤解しているものである。

文言的にいえば、当該事業実施計画の「変更に際し」とは、「時期」をいうだけであって、「変更の内容となること」をいうのではない。撤退が変更の内容となるときは、「際し」のような時期を示す文言ではなく、「当該事業実施計画の変更において事業からの撤退をする者」のように「変更において」という内容を示す文言になる。

したがって、利水者と撤退者の費用負担を定めている水機構法施行令30条では、1項2号口で「法13条1項の事業実施計画の変更の場合であって当該変更前に事業からの撤退をした者がある場合」(下線部筆者)として、撤退は事業実施計画の変更前であることを明記している。

撤退は、事業実施計画の変更内容でないから、変更についての協議対象とならないのは当然のことである。

水機構法13条3項は、撤退する者は撤退者負担金の費用負担をしなければならず、それが事業実施計画の変更内容の一つであるから、撤退者から費用負担の同意を得るように定めているのである。

* 3項全文

「機構は、第一項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供しようとする者(当該事業実施計画の変更に際し、事業からの撤退(当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなることをいう。以下同じ。)をする者を含む。)又は当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区の意見を聴くとともに、第二十五条第一項の規定による費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならない。」

5 名古屋市撤退とその後の流れの概要

撤退は利水者名古屋市の決定と行為だけで行 名古屋市が撤退意思表示の文書を水機構に提出 名古屋市の撤退完了 撤退者名古屋市は事業実施計画に基づいて供給される流水を水道工業用水道の用に供しないので、費用負担金支払い義務がなくなる

名古屋市が撤退したので、事業を進めるためには事業実施計画を変更して撤退者の撤退負担金を含む費用負担額を決めなければならない(これを合理的にするようにしたのが水機構法施行令30条の撤退ルール) 変更事業実施計画につき、関係県知事の協議と撤退者を含む利水費用負担者(愛知県、名古屋市)の費用負担の同意が必要 協議がまとまらず、費用負担者の同意が得られない(撤退ルールはそれなりに合理的に出来ているので、残った者がたとえ変更前より負担額が増えたとしても、その費用負担に応じないのはゴネているだけ) 事業実施計画の変更は出来ないし、事業実施計画の実行も出来ない

資金調達が出来ず、おまけに撤退者からの撤退負担金の徴収も出来ない 導水路事業は野垂

れ死にする

結局、河村市長が腰砕けにならず、名古屋市が上記の基本理論を理解して、撤退意思表示の文書を水機構に提出し(これが肝心)、三県、特に愛知県(神田くん)が費用負担金が増えるなら事業実施計画の変更に応じないと声高に言い張って(今のところそうなっている)、事業実施計画の変更に対し、頑張ると導水路事業は野垂れ死にする。

6 三県一市副知事副市長会議 09.07.10 の資料1(撤退前後の事業費試算)について

官僚さんが撤退後の事業費試算として明らかにしたのは、名古屋市水道用水・工業用水がない18.3m³/sの事業費であって、水機構法施行令30条1項2号に基づいて縮小後事業の参加者が費用負担すべき事業費である(撤退前の出来形を含めた総事業費から撤退者が負担する不要支出額(同令18条2項)を差し引いたもの)。添付の費用負担金額の表は、それを同号が規定する特定多目的ダム方式(分離費用身替り妥当支出法)負担割合に基づいて、各費用負担者の負担額を計算した結果である。

水機構法施行令30条2項1号八に基づく撤退する名古屋市の撤退負担金(実際は同号八(1)の不要支出額)については、官僚さんは何も明らかにしてない(資料の「負担者未定」がそれでないことは官僚さんも分かっている*)。これは、資料の「現計画」890億円と「試算結果」880億円との差額10億円のうちのすでに執行されて出来形になっているもの。実際は地盤等の調査をして概要設計しかしてないから、それは概要設計図の作成費しかない。これが名古屋市の撤退者負担金になる。

*ちゃんと資料1では、「法律の定めに基づいて行う」と隠し味を入れている。

今回の試算結果発表の意味は、名古屋市撤退負担金の上限額(事業完成後に撤退した場合の負担額である)が10億円であることを明確にしたこと。そして、事業は調査の途中であるから、名古屋市の撤退負担金は使えなくなった概要設計図の作成費だけになるわけである。なお、新聞報道で、名古屋市撤退後は縮小施設の設計が必要となるので、その費用を撤退者の名古屋市が負担すると書いてあったり、県側の議会答弁がなされているが、それは、逆で、縮小後事業の参加者が水機構法施行令30条1項2号に基づいて費用負担する「縮小後の施設が有する効用と同等の効用を有する施設の建設費」(水機構法施行令18条2項。縮小前後の全体事業費から不要支出額を差し引いたもの)の一部であって、撤退ルールを知らないことを自白しているようなもの。

上記差額の10億円の内容は、下流施設の1億円と上流施設の管径が小さくなったことによる工事費の減少であろう。地盤等の調査費は18.3m³/sは「現計画」20m³/sと共通ですから、「試算結果」の880億円に入っているはず。

以上